[講演要旨]寛保津波の被害と北方諸藩の対応

弘前大学大学院 地域社会研究科 白石睦弥

§ 1. はじめに

寛保津波が発生したのは寛保元年七月一八日 (1741年8月28日)のことである。七月八日頃から火 山活動が活発になった渡島大島は、同月一五日頃よ り火山灰を降らせ、一九日明け方に活動は最大規模 に達し、山体崩壊にともない津波が発生したと考えら れている。

§2. 北方諸藩の被害

1)人的被害

松前領の被害について弘前藩側へ情報が伝わるのは寛保元年の年末になってからである。「藩庁日記(御国)」には、熊石をはじめとする被害地域の人的被害が書き上げられており、村ごとの注進書の写しと記されることから、様々な史料の中でも信憑性の高いものと言えるだろう。これによれば、死者は2,000人余とされているが、実際に数値を合計してみると総計は約1,800人である。後述の宝暦一一(1761)年の「御巡検使応答申合書」(以下、「申合書」)には、この時に溺死した人数は自他国男女僧俗あわせて約1,500名と記されている。なお、弘前藩の官選史書にも、松前領の被害者数が記されているが、「封内事実苑」によると「男女六拾人」、「津軽編覧日記」では「四千何百人」とされる。

また、諸史料には「夷方」の被害が記されていない。「松前家記」では、「蝦夷地方」や「民夷」の被害が甚大であると記されているが、被害人数は全くといっていいほど明らかになっておらず、これはアイヌの被害調査を行っていないことを示していよう。実態がどうであれ、調査を行っていれば数値が記されるはずだからである。

2)物的被害

「藩庁日記(御国)」により、松前藩領及び弘前藩領の被害が明らかにされている。弘前藩領沿岸では家屋や藩の役所、橋や波除、田畑、塩釜など、松前藩領では家蔵、大小船のほか、寺院でも鐘が流出したなどと伝えられる。

§3. 北方諸藩の対応

1)災害情報の把握と伝達

松前藩が被害の状況を把握するのには相当な時間がかかったようで、幕府の御用番へ口上で津波来襲の報告がなされたのが八月二〇日のことであり、その内容は委細に及ぶものではなかった。詳細な報告がなされたのは同年九月一〇日に至ってのことである。詳細な報告といっても、内容的には先述の死者

数のほか、流失したり倒壊した蔵や家の数、破船の数程度の報告であり、津波現象については「津浪打候而」と記されるのみであった。この報告については、「余り有増」であったため、幕府から、さらに詳細な情報の提出が求められ、書付と控を作成したようである。

弘前藩では津波当日、城下にまで詳細な情報が届いておらず、天気付に「西之浜小泊辺迄津浪」と見られるのみで、詳細が記されるようになるのは、翌二〇日以降である。弘前藩の災害対応初動は、被害地の見分を行い、その内容を勘定奉行と作事奉行へ書付で報告することである。死亡者は、同様に見分が行われ、見分が済み次第片付けられた。このように収集された情報は藩庁へ伝達され、弘前藩が自藩の被害について、一覧を作成したのは八月一日のことで、被害がさほど大きくなかったためか初期の対応は迅速であった。

2) 弘前藩の災害対応と領内の状況

その後も藩領内の役人や領民らは、例えば流失した塩木が流れ着いたので取り集めて報告をしたり、流れ着いた死体について見分を行うなど、様々な対応に追われている。被害を受けていても、藩の機構が働かないまでの大打撃ではなく、先例や規定に従い災害対応が実行されている様子をうかがうことができる。

津波から約一ヶ月経過後八月一四日条の「藩庁日記(御国)」には、「弘前中盗人多候由、如何様二申付相止可申候哉」という記事が見られる。西海岸の町村ではな〈城下弘前まで治安の悪化を示すこの記事は、引き続〈天変地異に社会不安が増大していることのあらわれでもあった。

3)巡検使への応対

松前藩では藩庁の機能を一時麻痺させる程の津波被害は、後々まで長く語られ、先述の「申合書」には、寛保津波の様子が記されている。幕府の巡見使来訪に際しては、藩側の応答に矛盾が生じたりしないように、このような申合書が作成されるのが常であり、松前藩においてもそれは例外ではなかった。

この「申合書」に記される渡島大嶋の噴火・寛保津波に関する記述であるが、寛保元年七月八日頃から大嶋が「焼申沙汰」があり、一二日にはそれを「見届候者」がいたという。江差では一五・六日頃から降灰があり、「東在」では数日後に降灰が見られた。一九日に至り津波が発生、東西約30里(約118km)の範囲で被害にあい、この時に溺死した人数は自他国男女僧俗あわせて1467人と記されている。